

序章 福井県教育振興基本計画の策定について

1 計画の策定の趣旨

(1) 計画の策定に当たって

情報分野をはじめとする科学技術の著しい進展や、国際化、少子高齢化、核家族化などとともに、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地域での人間関係の希薄化など、社会の状況は大きく変化しました。

また、かつては家庭や地域に当然のように備わっていた教育力の低下や、物質的に豊かになったことによる目的意識や意欲の減退などの指摘もあります。

さらに、様々な悩みやストレスを抱える子どもの増加や、いじめや非行などの問題行動の深刻化とともに、インターネット上での有害情報のまん延、子どもが被害者となる事件や事故の多発など、子どもの安全・安心をどのように確保していくかも私たちの大きな課題です。

折しも、本年3月11日に発生した東日本大震災により、多くの尊い命が失われました。しかし、その一方で、人と人との絆の強さや、学校が地域コミュニティの中で果たしている役割の大きさが再認識されました。

このように、社会が急激かつ複雑に変化する中であって、未来を担う子どもたちが、たくましくその人生を切り拓いていくために、常に自らの内面を磨き、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技能を継続的に習得していくことができるよう、誰もが生涯にわたって学習できる環境をつくる必要があります。

(2) 教育基本法の改正

教育基本法が、平成18年12月に、昭和22年3月の制定以来約60年ぶりに改正され、人格の形成や個人の尊厳に加え、公共の精神、自立心や道徳心、豊かな人間性と創造性、伝統の継承など、現代に求められる教育理念が明確に示されました。

同時に、これらの理念の実現に向け、同法第17条において、「政府は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画（教育振興基本計画）を定めるとともに、地方公共団体も、その地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならない」と規定されました。

なお、国では、平成20年4月の中央教育審議会答申を受けて、教育振興基本計画を同年7月1日に閣議決定しました。

(3) 「福井県教育振興基本計画」策定までの経緯

福井県では、今日的な教育課題や本県特有の課題に迅速かつ適切に対応するため、平成19年8月に、県内外の有識者等からなる「教育・文化ふくい創造会議」を設置しました。

この会議では、「総合的な学力」の向上策や、少子化時代の学校・学級経営のあり方、ふくい文化の振興方策などについて、県内外の有識者や教育関係者による、のべ15回にわたる議論を踏まえた提

言が出され、県では、これらに基づいて、具体策を速やかに実行に移してきました。

また、平成22年12月に策定された「福井県民の将来ビジョン」においても、次代を担う子どもたちの教育やスポーツの充実、ふくい文化の創造などについて指針が示されました。

福井県が、豊かな自然環境や歴史文化資産、先人の教えなどに学び、地域の力を活かす福井らしい教育をこれからも継続し、さらに発展させていくためには、新しい時代に向けた本県教育行政の取組を県民に明らかにするとともに、教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築し、計画的な施策推進を行う必要があります。

このため、「福井県民の将来ビジョン」や「教育・文化ふくい創造会議の提言」を基本に置きながら、おおむね10年先を見通した教育のめざすべき姿と、5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策をまとめた「福井県教育振興基本計画」を策定しました。

<参考>

「教育・文化ふくい創造会議」

第一次（平成19年8月～平成19年11月）

- 「総合的な学力」の向上
- 教員の指導力向上策
- 理科・数学教育の充実

第二次（平成19年12月～平成20年9月）

- 教員が本来の職務に専念するための「学校マネジメント改革」
- 少子化時代の学校・学級経営の在り方と教育体制の充実

第三次（平成20年11月～平成22年2月）

- 文化のある生活～暮らしの中で文化を楽しむ風土をつくる～
- 創造～文化の活用により地域を創造する～
- 人～福井文化を支える人を育てる～
- 発信～福井文化を世界に発信する～

「福井県民の将来ビジョンー「希望ふくい」の創造ー」（平成22年12月）

（第2章 実現のための戦略）

I-1 「人づくり」先進福井

- （1）福井流の学力・体力を活かし次をめざす学校教育
- （2）体験・交流する地域教育
- （3）「1県民1スポーツ」の健康づくり

V-1 新時代の街づくり

- （2）暮らしを高める「ふくい文化」

2 計画の基本的性格

「福井県教育振興基本計画」は、以下のようなものです。

- ① 教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。
- ② 高等教育（大学、短期大学などでの教育）を除いた学校教育、家庭教育、社会教育、生涯学習、スポーツおよび文化に関する本県の施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画です。

3 計画期間

平成23年度（2011年度）から27年度（2015年度）までの5年間とします。

【教育をめぐる近年の動き】

平成12年	4月	1日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律施行
平成13年	12月	12日	子どもの読書活動の推進に関する法律施行
平成14年	3月	28日	福井県教育振興ビジョン策定
平成14年	4月	1日	学校週5日制の完全実施
平成15年	10月	1日	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行
平成17年	4月	1日	発達障害者支援法施行
平成18年	12月	22日	改正教育基本法施行
平成19年	4月	1日	特別支援教育を法的に位置付けた改正学校教育法施行
平成19年	4月	24日	全国学力・学習状況調査開始
平成19年	6月	20日	教育改革関連三法(「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」)成立
平成19年	8月	17日	教育・文化ふくい創造会議を設置し、本県の教育・文化の新たな振興方策について議論を開始
平成19年	11月	12日	教育・文化ふくい創造会議第一次提言
平成19年	12月	11日	福井県高等学校教育問題協議会に「今後の県立高等学校の目指すべき方向性について」を諮問
平成20年	3月		漢字解説本「白川静博士の漢字の世界へ」を発行
平成20年	4月		全国体力・運動能力、運動習慣等調査開始
平成20年	6月	11日	社会教育法、図書館法、博物館法の改正
平成20年	7月	1日	国が教育振興基本計画を策定
平成20年	9月	11日	教育・文化ふくい創造会議第二次提言
平成20年	10月	14日	奥越地区特別支援学校(仮称)整備基本計画策定に向けた調査を開始
平成20年	10月	16日	福井県高等学校教育問題協議会答申
平成22年	2月	9日	教育・文化ふくい創造会議第三次提言
平成22年	2月	15日	福井国体ビジョン策定
平成22年	12月	20日	福井県民の将来ビジョン策定
平成23年	4月	1日	奥越明成高等学校を開校

※ゴシックは、福井県内の動き